

令和5年度歳末たすけあい募金による 団体事業費助成要項

社会福祉法人長崎県共同募金会

1. 方針

本会は、県内の社会福祉団体等（以下「団体」という。）が支援を必要とする方々のために実施する事業に対し、歳末たすけあい運動（NHK歳末たすけあい、長崎新聞社歳末たすけあい等）に寄せられた募金により事業費の助成を行う。

2. 助成の対象

本助成は、高齢者や障がい者、こども、若者等支援を必要とする方々のために活動を行っている団体（NPO、ボランティア団体を含む。）で、次の要件を満たしていること

- (1) 助成を受けようとする活動・事業に要する資金の確保に困難をきたしていること。
- (2) 公費あるいはそれに準ずるもの助成を受けていない活動・事業であること。
- (3) 自主性・非営利・公開を原則としていること。
 - ①自主性…特定の企業・政党・宗教団体等から独立して運営・活動していること。
 - ②非営利…その活動・事業から生じる利益を構成員に分配しないこと。
 - ③公開…活動・事業の内容や財務の状況を自ら積極的に公開していること。

3. 助成の対象とする事業

助成対象事業は、当該団体が高齢者や障がい者、こども、若者等支援を必要とする方々のために実施する事業（備品整備を含む。）を対象とする。

特に社会的孤立や経済的困窮の状態にある生活困窮者、虐待、権利侵害など今日的な生活課題を抱えた方々を対象として実施する事業費については重点的に助成を行う。

4. 助成の対象としない事業

次の事業は助成の対象としない。

- (1) 介護保険サービス事業
- (2) 事務処理用の事務機器、通信機器の整備事業
- (3) 趣味活動の延長としての慰問活動等

なお、上記以外の事業であっても以下の費用は助成対象外とする。

- (4) 飲食費（食材等当該事業に必要なものは除く。）
- (5) 人件費に類するもの
- (6) 会議等開催経費、参加費、視察旅費
- (7) 事務所となる家屋、部屋の借上料
 - (但し、家屋、部屋が直接サービスの提供場所となる場合は助成の対象とする。)
- (8) 建物の増改築等の施設整備費
- (9) その他、当該団体の通常の事業運営費

5. 助成額

助成は、実施しようとする活動・事業に係る経費で、県域を対象とする場合は、1

団体30万円を限度とし、市町域を対象とする場合は20万円を限度とする。(助成総額 300万円を予定)

ただし、助成事業の重点化を行うため、助成申請額が10万円未満の場合は、助成対象外とする。

6. 助成の対象となる事業の実施期間

助成の対象となる事業の実施期間は、令和6年3月1日から9月30日までに実施する事業を対象とする。

7. 申請方法

下記まで助成申請内容を事前に相談のうえ、所定の様式による助成申請書等に必要な事項を記入し、本会に郵送により提出する。助成申請書等様式は、Eメール等で本会に直接請求のこと（本会ホームページからダウンロードも可）

【提出書類】

- ①歳末たすけあい募金助成申請書（様式1）
- ②団体の概要（様式2）
- ③助成を申請する事業の実施計画書（様式3）
- ④助成を申請する事業の収支予算書（様式4）
- ⑤その他本会が求める添付書類

【申請期間】

令和5年12月1日（金）～令和6年1月9日（火）まで

【郵送先／お問合せ先】

社会福祉法人 長崎県共同募金会 (担当：齋藤)
〒852-8104 長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター内
TEL 095-846-8682 FAX 095-846-8565
E-mail kyobo@akaihane-nagasaki.or.jp

8. 助成の決定

助成申請のあった事業については、「長崎県共同募金会配分委員会」の審議を経て、結果を通知する。

なお、助成の決定を受けた団体は、本会からの通知に基づき、速やかに助成に係る手続きを行う。

9. 助成決定式への参加、事業の公表

助成の決定を受けた団体は、本会からの案内に従い、後日開催予定の助成決定交付式に出席しなければならない。

また、助成の結果（団体名、事業内容、金額）については、本会のホームページ、県内のマスコミ等を通じて公表する。

なお、助成を受けた団体は、広報紙等により、歳末たすけあい募金の助成により助成を受けた旨の公表を行う。